



福島医発第142号(地)
平成23年4月14日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成23年4月請求分(3月診療分)に係るレセプトの請求の
取扱いについて(お知らせ)

標記の件につきまして、社会保険診療報酬支払基金福岡支部より別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

さて、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いとして、平成23年4月請求分(3月診療分)に係る診療報酬請求書等の提出期限につきましては、平成23年3月29日付け厚生労働省保険局医療課の事務連絡により、災害救助法の適用地域(東京都の区域を除く。)に所在する保険医療機関に限り、平成23年4月13日とされたところです。

保険医療機関が概算請求を行う場合については、概算請求届出書の提出期限が4月13日(水)とされておりますが、4月13日までに診療報酬請求書又は概算請求届出書の提出がない場合には、基金支部から当該保険医療機関に電話で連絡を取り、概算請求届出書の提出を4月20日(水)まで延長して対応されます。

また、本年4月請求分から実施を予定していた「オンライン請求によるレセプトデータの送信方法等の変更」については、1ヵ月延期し、本年5月請求分(4月診療分)から実施することとされ、本件については、支払基金ホームページ、オンライン請求システムにそれぞれ掲載されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

事 務 連 絡
平成23年4月8日

福岡県医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

平成23年4月請求分（3月診療分）に係るレセプトの請求の
取扱いについて（お知らせ）

平素は、支払基金の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げますとともに、このたびの地震により被災された皆様、関係の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

さて、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いとして、平成23年4月請求分（3月診療分）に係る診療報酬請求書等の提出期限につきましては、平成23年3月29日付け厚生労働省保険局医療課の事務連絡により、災害救助法の適用地域（東京都の区域を除く。）に所在する保険医療機関に限り、平成23年4月13日とされたところです。

また、概算による請求を選択される保険医療機関につきましては、概算による診療報酬に関する届出書の提出期限を、同じく平成23年4月13日とされたところです。

しかし、被災地の状況を鑑みますと、保険医療機関が4月13日までに概算請求届出書を提出することが困難であることが思慮されることから、保険医療機関から4月13日までに診療報酬請求書または概算請求届出書の提出がない場合、支払基金支部から保険医療機関に連絡を取り、概算請求届出書の提出を4月20日まで延長して対応することといたします。

被災された皆様のご一日も早い復旧とご健康を心からお祈り申し上げますとともに、本年4月請求分（3月診療分）に係るレセプト請求の取扱いについて、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



平成23年4月請求分（3月診療分）に係るレセプトの請求の取扱いについて

1 保険医療機関が概算請求を行う場合の取扱い

今回の地震により診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した保険医療機関は、概算請求届出書を提出することによって、概算請求を行うことができます。

概算請求の場合は、4月13日（水）が提出期限となりますが、4月13日までに診療報酬請求書又は概算請求届出書の提出がない場合、基金支部から当該保険医療機関に電話で連絡を取り、概算請求届出書の提出を4月20日（水）まで延長して対応いたします。

(1) 災害救助法の適用地域に所在する保険医療機関

概算請求届出書を提出することにより、3月11日以前の診療分について概算請求を行うことができます。

また、3月12日以降に診療を行った医科の保険医療機関は、当該保険医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、概算請求届出書を提出することにより、3月診療分1ヵ月分を通して概算請求を行うことができます。

(2) 災害救助法の適用地域以外に所在する保険医療機関

概算請求届出書に併せて罹災証明書又は罹災届出証明書を提出することによって、3月11日以前の診療等分について概算請求を行うことができます。

2 紙レセプトによる請求の取扱い

(1) 災害救助法の適用地域に所在する保険医療機関

提出期限は、平成23年4月13日（水）までとなります。

(2) 災害救助法の適用地域以外に所在する保険医療機関

提出期限は、平成23年4月10日（日）までとなります。

3 電子レセプトによる請求の取扱い

(1) 災害救助法の適用地域に所在する保険医療機関

提出期限は、平成23年4月13日（水）24時までとなります。

レセプトデータの送信（受付・事務点検ASPでエラーとなったレセプトデータの再送信を含む。）及び送信したレセプトデータの請求確定については、4月13日（水）の24時まで行うことができます。

(2) 災害救助法の適用地域以外に所在する保険医療機関

提出期限は、平成23年4月10日（日）24時までとなります。

4月10日（日）までに送信したレセプトデータが、受付・事務点検ASPの結果、エラーとなったレセプトデータの再送信及びレセプトデータの請求確定については、4月12日（火）の21時までとなります。

(3) オンライン請求によるレセプトデータの送信方法等の変更

本年4月請求分から実施を予定していた「オンライン請求によるレセプトデータの送信方法等の変更」については、災害救助法の適用地域に所在する保険医療機関からのオンラインによる電子レセプトの提出期限延長に係るシステム的な対応を最優先して行うため、1か月延期し、本年5月請求分（4月診療分）から実施することといたします。

なお、このことにつきましては、支払基金ホームページ、オンライン請求システムにそれぞれ掲載し、保険医療機関へお知らせします。